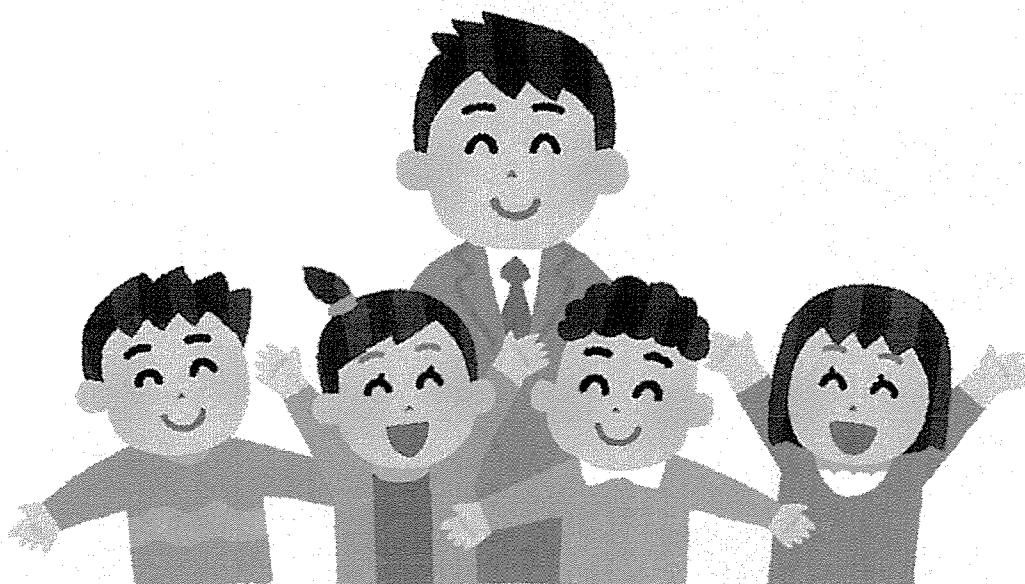


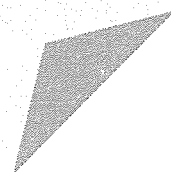
—認め支え合う学級の実現に向けて—

支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック

「学校実践編」



令和5年3月
広島市教育委員会



～はじめに～

令和4年3月に、支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブックを作成し、「学級経営をする上で参考になる」など、たくさんの肯定的な声を聞きました。

そして、令和4年度には、多くの学校が、このハンドブックを参考に様々な実践を行ったと聞いています。しかし、同時に、「より多くの実践事例を紹介してほしい」という声もいただきました。こうしたことから、令和4年度の指定校における実践事例の中から、参考にしていただきたい取組を紹介させていただきたいと思います。

各学校におかれましては、この別冊による学校実践を参考にしつつ、さらなる取組の推進に役立てていただき、一人ひとりの児童生徒が、自らの存在感を実感することができ、安心して過ごすことができる、支持的風土の醸成された学級づくりの実践に取り組んでいただきたいと思います。

本別冊では、

「学級経営の計画とその実践の評価・改善」のうち、

①年間計画 ②児童生徒理解

「学級活動」のうち、

①授業づくり ②自己表現力の向上 ③話し合い活動

における、実践例を掲載しています。

特に、「学級活動」③話し合い活動では、学級づくりにとどまらず、その取組が学年、学校での取組となり、まさに支持的風土の醸成された「学年」づくり、支持的風土の醸成された「学校」づくりへと、発展しています。

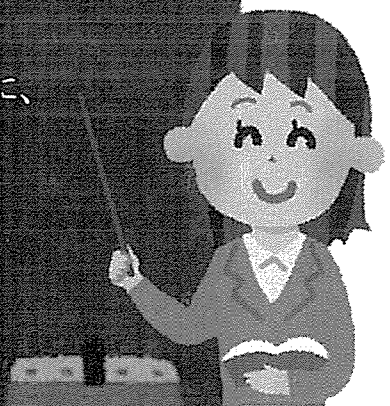
また、「いじめ事案から考える『支持的風土の醸成された学級づくり』」として、校内研修に活用できる資料も掲載しています。

計画、実践に当たって、随時活用してください。

学級における「支持的風土」とは
児童生徒がお互いの個性(能力、性格、趣向など)や
考え方、表現の仕方などを

▼
「認め合う」ことにより、
自己の存在感を実感することができるとともに、
お互いに長所(得意)を生かして協力したり
短所(苦手)を補ったり、
また、時には不安や悩みに寄り添ったりして

▼
「支え合う」ことにより、
安心して過ごすことができる、
そんな人間関係のある環境のことで



学級経営の計画と その実践の評価・改善

支持的風土の醸成された学級づくりのためには、教師による児童生徒理解とそれにともなった教師と児童生徒との関係づくりがとても重要です。

そのための実践を紹介します。

① 年間計画

戸坂城山小学校

1年間の学級経営に関して、年間計画を立てる際、教師と児童生徒、児童生徒同士の関係性に注目し、その時期にあった取組を推進することが大切です。

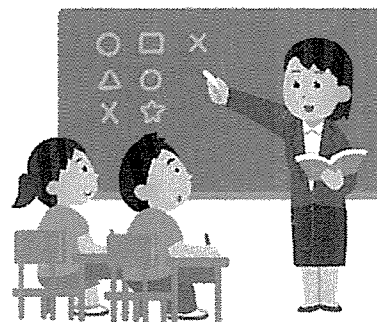
特に、教師にとって、年間を通して学級の児童生徒を育成するといった責任感とともに、次年度は次の教師にバトンタッチすることを念頭に計画を立てることが重要です。

年間を通した教師と児童生徒、児童生徒同士の関係性のイメージを持つ

4月（居場所づくり期：出会いの季節）

児童生徒は、夢や希望を抱き、新しい教室で自分の居場所（ホッとできる場）を求めます。この時期は、児童生徒は教師の方を向き、「こっち向いて」「自分をわかって」とアピールします。

教師は、前の学年の引継ぎ資料や教師からの引継ぎを参考に、児童生徒自身の言葉、表情、関係性等から児童生徒を知ることが重要です。教師は、児童生徒一人一人の1年後の姿、卒業した姿、成人した姿をイメージし、学級集団の成長したゴール像を描きます。



5～7月（友だちづくり期：活発に動く季節）

一定の安心感を抱いた児童生徒は、自己実現に向けて友だちを求めて動き始めます。友だちとの接触が増えると、相手の思いとの相違に気づき、トラブルが発生していきます。

10月（生活づくり期：自分を見つめる季節）

学級集団での学習や生活における関わりが活発になります。授業、行事を通じて集団の関わりが密になります。

1月（出会い直し期：新しい自分発見の季節）

生活づくり期での学習・経験を乗り切って、新しい自分と集団に気づき、互いに成長を実感します。

② 児童生徒理解の工夫

戸坂城山小学校

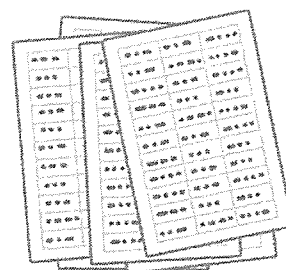
支持的風土の醸成された学級づくりを推進する上で、「児童生徒理解」は非常に重要です。特に、表面上、問題が見られず、学校生活で目立つこともないような児童生徒に対しては、理解や支援のための積極的なアプローチを行う機会が少なくなりがちです。

そこで、そういった児童生徒を抽出し、その児童生徒に対して意識的にアプローチする場面を作ります。

児童生徒理解のひと工夫

ステップ①：学級の名簿を見ないで2分間で、担当学級の児童生徒名を書き出す。

ステップ②：書き出した児童生徒名から、「関わりが薄いな」「あまり声をかけてないな」と感じる児童生徒を数名ピックアップする。



ステップ③：その児童生徒に対して、今後の支援策を考える。

- 例
- ・ 積極的に声をかける。
 - ・ 日頃、「姿勢がいいね」「提出物頑張ったね」と肯定的な評価をする対象の児童生徒を、意識的にその児童生徒にする。
 - ・ その児童生徒を中心とした人間関係を観察する。
 - ・ 連絡ノートなど毎日児童生徒が見るものに、励まみや頑張っていることのメッセージを書く。

ステップ④：前期末・後期末などの節目には、児童生徒一人一人の成長や良さ、課題を名簿に書き加えていく。

Point

年間を通して複数回行うことで効果が増します。その場合は、「出席番号順に思い出す」「座席から思い出す」「何もきまり等に従わずに思い出す」など、思い出す方法を意識的に変えることで、いろいろな視点での抽出ができます。

また、教師が個人で行うのではなく、校内研修として行うことで他の教師の視点や考えを参考にすることができて、より効果的です。



① 授業づくり

教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心・安全な風土の醸成を意識した実践であることが重要です。

こうした実践が、支持的風土の醸成された学級づくりを促進します。

「授業のめあて」の工夫

提示する授業のめあてを、生徒指導上の4つの視点を意識しためあてにする。

例

めあて	自分の考えと同じか違うかを視点に、グループで話し合い、自分が考える〇〇〇が開国した理由をプリントにまとめる。	主に (2) 共感的な人間関係 (3) 自己決定
めあて	たしぎんのけいさんほうほうでくふうしたことをグループの人にせつめいすることができる。	主に (1) 自己存在感 (3) 自己決定
めあて	主人公の行動についてグループで話し合い、グループの意見も参考にしながら自分の考えをまとめることができる。	主に (2) 共感的な人間関係 (4) 安心・安全

教師が、授業の中で生徒指導上の4つの視点を持って授業を展開することにより、児童生徒は、目標をもって授業に取り組み、自己存在感を感受できたり、共感的な人間関係を育成できたりします。

さらに、教科としての目標を教師がしっかりと持つことで、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを行うことができます。



教科の指導と生徒指導の一体化（生徒指導提要 P.46,47 より）

- (1) 自己存在感の感受を促進する授業づくり
児童生徒の多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に応じることにより、「どの児童生徒もわかる授業」「どの児童生徒にとっても面白い授業」になるよう創意工夫する。
- (2) 共感的な人間関係を育成する授業
失敗を恐れない、間違いやできないことが笑われない、むしろ、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについて児童生徒同士がお互いに関心を抱き合うようにする。
- (3) 自己決定の場を提供する授業づくり
児童生徒に意見発表の場を提供するなど、児童生徒が協力して学習する取組を積極的に進め、児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たす。
- (4) 安心・安全な「居場所づくり」に配慮した授業
一人一人の児童生徒が安全・安心に学べるように学級・ホームルーム集団が児童生徒の「(心の)居場所」になることが望まれる。

② 自己表現力の向上

温品中学校

自分のことや自分の意見を相手に理解してもらえるように、相手や場面に応じて伝え方を工夫しながら表現力を養います。

互いの良さを認め合うことにより、自己効力感を高め、支持的風土の醸成を促します。

【例】体育祭を振り返ろう

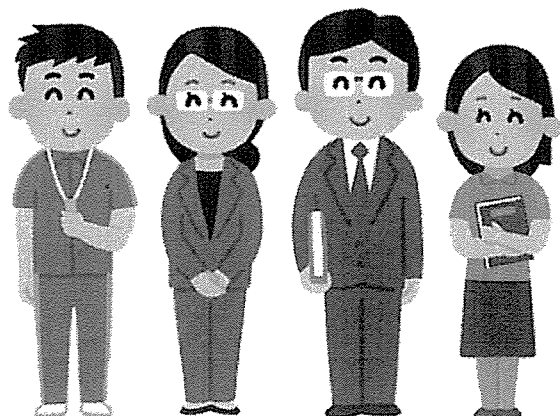
(1時間目)

振り返り	ビデオや写真で体育祭の雰囲気や思い出を共有	5分	
	個人で振り返りのワークシートに記入 <ul style="list-style-type: none"> 自分の頑張り、成長 学級、学年の成長、団結 仲間のいいところ見つけ 今後の生活に活かすこと 	20分	
発表の説明	方法	5分	
	ポイント		<ul style="list-style-type: none"> 学級内全員が一人1分間、振り返りを発表する 丸暗記や読み上げるのではなく、伝えたいポイントを押さえて、その場で話を組み立てる できるだけワークシートを持たずに発表する
	モデリング		<ul style="list-style-type: none"> 教師が、話し方や態度を中心に、聞く際の評価のポイントを示しながらよい発表の例を実演する 悪いモデリング（丸暗記や読み上げのような例）を示すのも効果的であるが、それを行う場合は、必ず教師自身が行うこと
発表の練習	個人で発表の練習（1分間×数セット）	5分	
	ペアでの発表の練習（数セットずつ、互いに評価やアドバイスをする）	10分	
次時の見通し	日程と発表順を説明	5分	

(2時間目)

確認	発表の方法や発表のポイントを確認（前時の振り返り）	2分
準備	相互評価のためのシートを配付し、記入方法を説明	3分
発表	事前に説明した順で発表（評価を記入しながら聴く）	40分
評価	学級のベスト3の発表を、自分の評価で選ぶ 自分の発表についても評価を記入する	5分

◇ 活動後、相互評価やベスト3については、集約して掲示することで、さらに支持的風土の醸成が促されます。



行事の事前準備として、児童生徒に自身の役割を意識させつつ、他者とのように関わるのが望ましい姿か具体的なイメージを持てるようにし、事後には、自分なりに工夫したことや努力したことを振り返らせた上で、学級・学年内、場合によっては学校内で発表する機会を設定することが大切です。

また、体育祭等の前に振り返りのポイントを示すことで、自分だけでなく、他者にも目を向け、より広い視野で考えることを意識させることができます。

③ 話し合い活動

可部南小学校

「支持的風土の醸成された学級づくり」のためのハンドブックで紹介した、『議題ボックス』で学級の課題を提案」の具体的な取組です。

児童生徒に役割を持たせ、主体的に学級や学校の生活をより良くしようと、話し合い、合意形成することで、「支持的風土の醸成された学級づくり」の大切さに気付かせることができます。また、一部の学級だけの取組ではなく、学年や学校の全ての学級で取り組むことで支持的風土の醸成された「学年」づくり、支持的風土の醸成された「学校」づくりへと発展します。

学級会の進め方

① 提案カードの確認

計画委員は教室に設置されたポストを定期的に確認し、提案カードに書かれていた内容を教師と整理する。

その上で、係にお願いするのか、学級会で話し合うのかなどを決め、朝学活や終学活で報告する。

【4～6年用】

年 組	議題 提案カード	
氏名	月 日	名前
提案します！ (当てはまるものに○をつけよう)		
() 個人から () 係から		
提案したいこと (当てはまるものに○をつけて書こう)		
() みんなでやってみよう () みんなで作ってみたい () みんなで解決したい		
〈提案理由〉		
この提案は、		
1 学級会で話し合います。	2 係にお願いします。	
3 朝の会・離りの会で話し合います。	4 先生にお願いします。	
5 その他 ()		

○ 年度初めに、提案カードを説明する。

例 ・ 提案カードはいつ書いても、いつ提出しても良いこと。

・ 提案の目的、理由をはっきりさせること。 など

○ 学級に「計画委員」を配置する。年間を通して、全員に経験させる。

② 学級会の準備

計画委員は、提案カードに書かれていた内容が学級会で話し合うべき議題のときに、学級会の流れ等を教師と確認する。

【1～3年用】

別紙資料1-1

ていあんカード

話し合いしたいことを見つけよう。

- * みんなでやりたいことは？
- * みんなで作りたいものは？
- * すぐにかいけつしたいことはないかな？
- * クラスのめあてに近づきたいかな？
- * かがりからおねがいしたいことはないかな？

◎ みんなで話し合いしたいこと

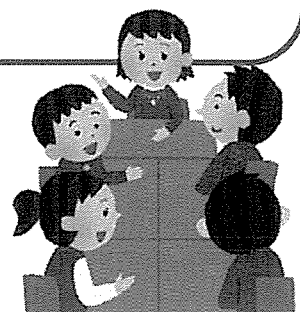
◎ そのわけは

おへんじ

- 1 月 日、学級会で話し合います。
- 2 朝の会で話し合います。
- 3 () かがりさんに おねがいをします。
- 4 先生に おねがいをします。
- 5 かんけいのある人に つたえます。



- 学級会の「目的」「方法」をはっきりさせる。
- 学級会での話し合いの流れを考える。
- 学級会は、事前の準備をしっかりと、学級会当日は児童の主体性に任せて、教師の支援は必要最低限にする。



いじめ事案から考える

「支持的風土の醸成された学級づくり」に向けた校内研修

いじめに対する対応として求められるのは、未然防止に向けた取組です。

全ての児童生徒を対象とする
発達支持的生徒指導及び
課題予防的生徒指導への転換

いじめを生まない環境づくりと
児童生徒がいじめをしない
態度や能力を身に付ける

広島市においては、いじめを未然に防止するためには

「支持的風土の醸成された学級づくり」

の取組をより一層推進することが必要であると考えています。

そこで、広島市で起こった過去のいじめの事例を活用した事例検討のための研修資料を作成しました。

事例1 (P.8)

被害児童が同じ学年の多くの児童からいじめを受けていた事例

事例2 (P.9)

双方の行為がある事例

事例3 (P.10)

いじめの加害行為から不安が解消できなかった事例

研修の視点は、このような事例が起こらないようにするためには、どのような「支持的風土の醸成された学級づくり」の取組が必要かを考えます。

以下の5つの視点から、「支持的風土の醸成された学級づくり」のためのハンドブックを参考に、具体的な方策を考えましょう。

【取組の視点】（生徒指導提要 4.3.1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導 4.3.2 いじめの未然防止教育 より）

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりの取組
- ② 対等で自由な人間関係が築かれるようにする取組
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む取組
- ④ 「困った、助けて」と言えるようにする取組
- ⑤ 未然防止教育の推進の取組

- ・いじめる心理…いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する。
- ・いじめの構造…「傍観者」を「仲裁者」や「相談者」にする。
- ・法律的な視点…市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける

自己への信頼とは、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって育まれます。

※ 研修時には P.11 のワークシートに具体的な取組を書き込み、共有しましょう。

事例1 「被害児童が同じ学年の多くの児童から いじめを受けていた事例」



1 関係児童

【被害】小学3年女子 A

【加害】Aと同じ学年の複数の児童

【取組の視点】

② ④ ⑤

を中心に

2 いじめの概要

Aは、同じ学年の多くの児童から「髪の毛先を切られる」、鬼ごっこをしている時などに、遊び半分で「叩かれる」「蹴られる」「ぶつかられる」「砂などを投げられる」、また、日常的に「悪口を言われる」等をされていた。

Aは保護者と一緒に、教師にいじめの被害を訴え、教師は、アンケート調査や聞き取り調査を行ったが、情報が十分に得られず、全容を確認するまでには至らなかった。

その後、Aは不登校となり、また、Aと同じ学級の別の2名の児童もいじめを訴え、教育委員会による調査に至った。

調査の中で、複数人の児童が協力し、髪を切る際には、見張り役を立てるなど、教師が気付きにくくしていたことがわかった。また、他の児童に口止めされたことや自分が標的にされたり仲間はずれにされたりすることを理由に、教師に報告したり相談したりしていなかった。

さらには、加害児童の複数人が、Aが加害行為をしているとの嘘を周りに話し、事実を知らない児童は、それを確認することなく、Aをいじめの加害児童であると思い込んでいた。そのため、調査の聞き取りでも、Aが加害行為をしていると信じている児童も多く、事案の全容を把握することが難しかった。

事例2「双方の行為がある事例」

1 関係児童

【被害】小学5年男子 A

【加害】小学5年男子 B、C、D

【取組の視点】

② ⑤

を中心に

2 いじめの概要

A、B、C、Dは、いつも仲良く、教室を走り回って遊ぶような仲であった。

いつものように、AはBの肩を組み一緒に遊んでいたところ、Bは、いつも肩を組んでくるAを快く思っておらず、「離せ」と、強く押した。しかし、いつものことと思いAは肩を組もうとすることをやめなかった。

いつもと違うBの雰囲気を感じたC、DはAに、「やめろよ。あやまれよ」と言ったが、Aは気にせずその場から離れようとした。

その態度に腹を立てたB、C、Dは、Aを追いかけ、逃げ回るAを捕まえると、暴れるAを床や黒板に押さえつけた。ちょうどチャイムが鳴ったので、その場は収まり次の授業となった。

その後も、B、C、DはAの行動に腹を立てており、Aと話すことはなかった。AはB、C、Dが何に怒っているのかが分からず、3人から床等に押さえつけられた恐怖から、翌日以降学校に来ることができなくなった。

Aから事情を聞いた教師は、B、C、Dに話をするが、3人はAのせいだと話し、加害行為は認めるが、Aが謝るのが先だとして解決できなかった。



1 関係生徒

【被害】 中学1年男子 A

【加害】 Aとは違う小学校出身の同級生

Aと同じ小学校出身の同級生

【取組の視点】

① ③ ⑤

を中心に

2 いじめの概要

Aは、入学後から、学級内で本人が嫌がるあだ名で呼ばれたり、疎外されたり揶揄されたりするような発言や行動をされたりしていた。

同じ小学校から進学してきた同級生は、小さいころからAを理解していたこともあり、Aに対してそのような発言や行動をすることはなく、Aに対して疎外したり揶揄したりするのは、違う小学校から進学して来た一部の同級生であった。

教師は、学級内でそのような雰囲気を感じており、その都度、学級全体に話したり、個別に指導したりしていたが、Aの不満が解消することはなかった。

こうした状況の中Aは、これまで疎外したり揶揄したりすることはなかったAと同じ小学校出身の同級生から聞こえてくる日常会話の内容も、自分を疎外した内容ではないか、揶揄している内容なのではないかと強く感じるようになった。そして、自分のことをほとんどの同級生が疎外したり揶揄したりしているのではないかと強く感じるようになり、登校することができなくなってしまった。

その後も学校は、Aからの訴えを一つ一つ聞き、関係生徒への指導、保護者への連絡等、丁寧な対応を続けたが、Aの不満・不安を解消することができずAは転校した。

ワークシート（事例 1・2・3） ←どの事例についてなのか○をする。

以下の視点で、事例が起こらない学級を作るためには、どのような取組をすればいいのか、できるだけ現実的に、具体的に書きましょう。

① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりの取組

② 対等で自由な人間関係が築かれるようにする取組

③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む取組

④ 「困った、助けて」と言えるようにする取組

⑤ 未然防止教育の推進の取組



自分も相手も大切に ～笑顔でありがとう～

広島市立
吉島
中学校

見守られている私たち

生徒と先生が協力して
いじめのない吉島中に!!

~Message~

「いじめ」は、身体的に被害を受けるだけでなく、精神的に苦痛を与える行為です。いじめは、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす可能性があります。吉島中学校では、いじめを根絶するために、生徒と先生が協力して取り組んでいます。いじめのない学校を実現するために、私たち全員が力を合わせて取り組んでいきます。



みんなでいじめゼロ

みんなが
笑顔で
過ごせるように

やってない
見てだけでも
それいじめ



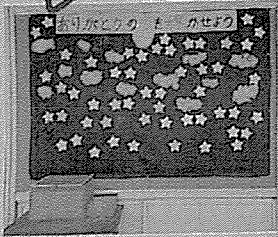
「いじめで苦しむ仲間を吉島中から
出さないという信念を全校生徒が持つ」



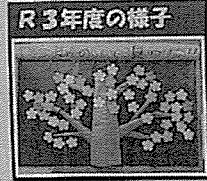
ありがとうの星を輝かせよう

2年生 1年生 3年生

日頃の感謝を
伝える ありがとう



沢山のありがとうが
集まります!!



ありがとうがあふれる学校へ!



先生も
出演!

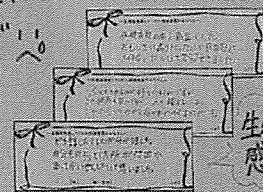
言葉のやりとりにはマナーがある

俺の分も 私もやるから 別に~...
やっつけよ!! 一緒にやろう!! いいけど!!



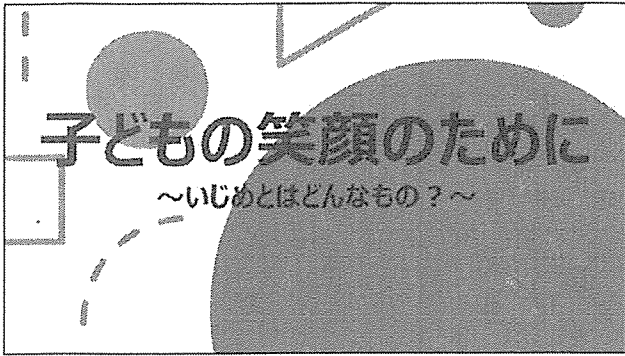
相手のことも配慮して
自分も相手も大切にする言葉

↓
人間関係を良くする
言葉のキャッチボール
大事 タイジにしないと大事おどになる

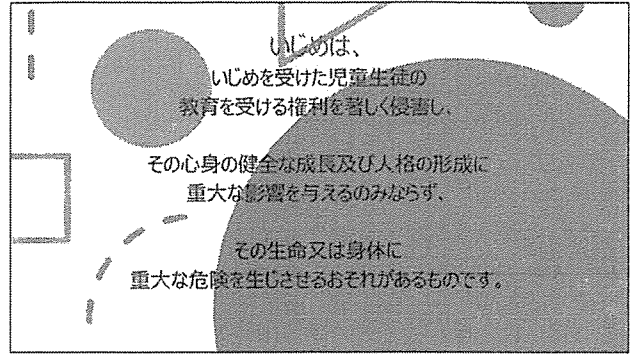


演じた
保健委員

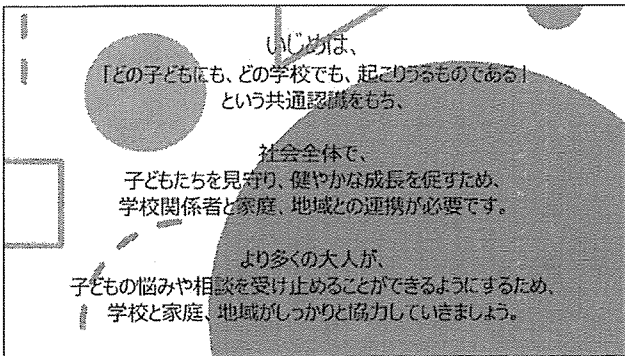




- 保護者の皆様。
- 皆さんは、いじめを受けたことがありますか。逆にいじめをしてしまったことはありますか。
- 子どもたちをいじめから守り、子どもが笑顔で毎日を過ごせるようにするためには、子どもの周りの大人の協力が不可欠です。
- 保護者の皆様にも、いじめ防止対策推進法を正しく理解していただき、一緒に子どもの笑顔を守りたいと思っています。



- いじめは・・・
- これは、文部科学大臣が決定している「いじめの防止等のための基本的な方針」の中の「はじめに」にある文章です。
- いじめを軽く見るのではなく、どんないじめも見逃さず、早い段階で対応できるようにしましょうという意味です。



- シートを読む
- そのために、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識をもつことが重要です。
- このように、子どもの悩みや相談をより多くの大人が受け止めることができるように、広島市では関係機関が集まっていじめ問題について話し合う協議会があります。

広島市いじめ問題対策連絡協議会とは

構成組織
 「広島市教育委員会」「広島市立小・中・高等学校長会」
 「広島市児童相談所」「広島法務局」
 「広島県警察」「広島県臨床心理士会」
 「広島弁護士会」「広島市PTA協議会」
 「広島市医師会」「広島県社会福祉士会」
 「広島市人権擁護委員協議会」 計11機関及び団体

活動内容
 いじめの未然防止、いじめの早期発見及び認知したいじめへの対応について協議

参考
 いじめ防止対策推進法第14条第1項

- それは、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」です。
- いじめ防止対策推進法を踏まえて本市が設置した協議会で、広島市では、計11機関及び団体で、年数回集まり、いじめを未然に防止したり、いじめを早期に発見、対応したりすることについて協議しています。
- 身近なところでは、広島市にある、公立、国立、私立の学校に在籍している全ての児童生徒に、相談できる電話番号やLINEを紹介するカードを配ったり、学校など子どもたちが集まりそうな場所にポスターを貼ったりしているのが私たち、広島市いじめ問題対策連絡協議会です。
- 最初にメッセージをお伝えしましたが、いじめから子どもたちを守るためには、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識を持って連携する必要があると考えています。
- 今日、いじめについて、「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめについて一緒に考えていけたらと思います。よろしく願いたします。

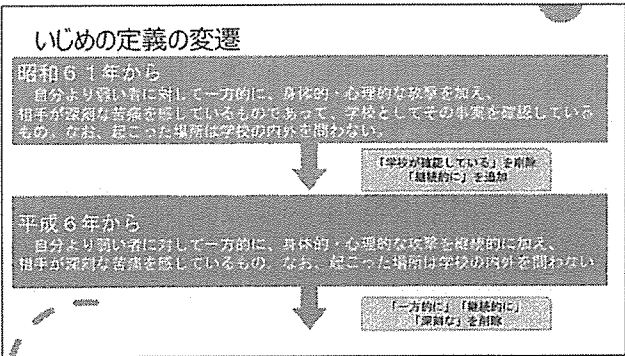
トピック

- 1 いじめとは？
- 2 いじめの構造
- 3 子どもを守るために
- 4 ネット上のいじめ
- 5 いじめのサイン

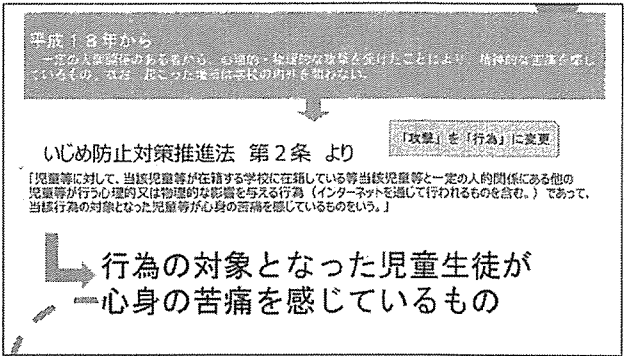
○お話しさせていただく、トピックです。
 ○まずは、いじめは社会問題の1つとして、毎日のようにニュースや新聞で報道されます。そもそも、いじめとは、法律でどのように定義されているのでしょうか。
 ○そこで、まずは、「1 いじめとは？」と「2 いじめの構造」というトピックで改めていじめについて説明します。
 ○次に、いじめ防止対策推進法が平成25年にできましたが、その中で、子どもを取り巻く大人たちがするべきことが書かれています。そこで、「3 子どもを守るために」「4 ネット上のいじめ」について、法律で書かれている、いろいろな立場の大人の役割について説明します。
 ○最後に、子どもをいじめから守るために、いじめのサインをキャッチし適切に対応することが求められています。
 ○しかし、子どもが発するサインは本当に小さなものもあります。そこで、「5 いじめのサイン」とは、どんなものがあるか、説明したいと思います。

トピック 1
いじめとは？

○まずは、「いじめとは？」です。
 ○実は、いじめの定義は時代とともに変わってきています。
 ○そこで、いじめの定義の変遷を見ていきましょう。

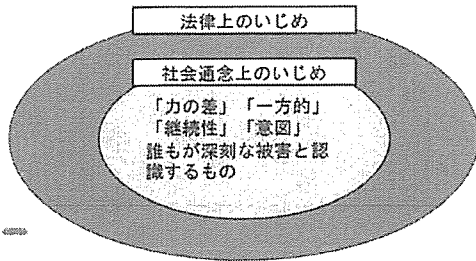


○さて、みなさんが子どもだったころは、どの定義で学校は対応していたのでしょうか。
 ○昭和61年の定義では、いわゆる「弱い者いじめ」と言われたように、「弱い者に対して」「一方的に」といった言葉があります。
 ○また、それがいじめかどうか、学校が事実を確認しないと、いじめだとは言われませんでした。
 ○そして、平成6年の定義です。
 ○ここでは、「学校が確認する」はなくなり、「いじめられた児童生徒の立場に立って」となりました。
 ○しかし、「継続的に」という言葉が入り、いじめは悪質なものだとの認識はまだありました。
 ○そこから、「一方的に」や「継続的に」、「深刻な」という言葉が削除され、(クリック)



○平成18年の定義は、このようになりました。
 ○そして、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、法的に定義が決められました。
 ○法律の言葉になっているので、少し難しいですが、要するに「(シートを読む)」は、いじめだということです。
 ○先ほどの平成18年の時の定義との違いは「攻撃」が「行為」に変わっていて、悪意などの有無に関係なく、どんな気持ちであれ、行った行為そのものがいじめになると幅広いものへと変更されています。
 ○このように、皆さんが子どものころの「いじめ」の定義とは本当に変わっていると思います。
 ○子どもを守るため、子どもが何に悩んでいるのか、その悩みが小さな時から、大人が適切に悩みに気付いて支援できるようにするために、いじめを広くとらえるようになりました。

これっていじめ？



○したがって、社会通念上、「力の差」だったり、「一方的」だったり、「継続性」「意図」など、誰もが深刻な被害と認識するような行為、攻撃をいじめととらえるものよりも、現在の学校では、広くいじめを認識し、いじめの取組を行っています。
○そうすることで、いじめが、いじめられている子どもにとって、重大なことになってしまうまえに、適切に対応していくようにしています。

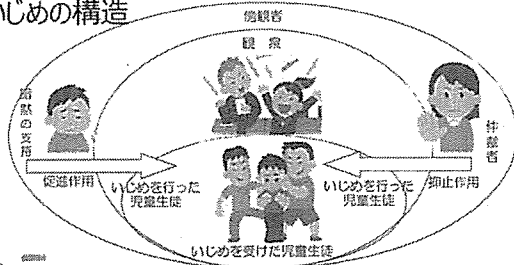
9

トピック 2 いじめの構造

○これは、皆さんも子どもの頃にあったかもしれません。
○「いじめの構造」です。

10

いじめの構造



○このように、クラスでいじめが起こったときに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒だけでなく、いじめの加害行為やいじめを行っている児童生徒をはやし立てる者、そして傍観者の中に、いじめを知っているが何もしない「暗黙の支持」そして、いじめを止めようとする「仲裁者」の5つの立場が存在します。
○学校は、いじめを行った児童生徒だけでなく、それをはやし立てる者、知っているが何もしない「暗黙の支持」も、いじめを受けた児童生徒にとっては、いじめに加担する行為として、指導を行うようにしています。

11

トピック 3 子どもを守るために

○では具体的に、いじめから子どもを守るために、何ができるのか、何をしなければいけないか。
○いじめ防止対策推進法から、子どもに関わっている大人、特に学校と保護者の役割について説明します。

12

学校は

- 未然防止の取組
・未然防止の取組
・未然防止の取組
- 早期発見の取組
・アンケート
・アンケート
- 適切かつ迅速に対応
・学校いじめ防止委員会
・学校いじめ防止基本方針
・学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第8条より
(学校及び学校の教職員の責務)

- まずは、学校の役割、責務です。
- 学校では主に3つの取組をします。まずは、未然防止の取組として、そもそもいじめを生まない集団づくりをします。
- そして、早期発見の取組として、教育相談やアンケートを通して、子どもたちの悩みを素早くキャッチします。
- さらに、いじめをキャッチしたときには、適切かつ迅速に対応します。
- これについては、更に細かくいじめ防止対策推進法に定められています。
- 大きく2つあって、1つは、学校いじめ防止委員会を設置し、先生個人ではなく、学校全体が組織で子ども一人一人を守っています。
- そして、2つめは、学校いじめ防止基本方針を定めることが決まっています。
- このように、学校では大きく3つ、「未然防止」「早期発見」「適切に対応」を行います。
- しかし、学校だけで全てのいじめを解消することは難しいのも事実です。
- そこで、このいじめ防止対策推進法第8条の学校の責務の1つに、(クリック)

学校は

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ・・・

⇒ その他の関係機関
「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」
「医療機関」「教育委員会」「警察」など

いじめ防止対策推進法第8条より
(学校及び学校の教職員の責務)

- 「保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、」とあります。
- いじめを受けてSOSを発信している児童生徒に気付けるのがいつも学校とは限りません。
- 家でSOSを発信しているかもしれません、帰り道の公園で心配そうな顔をしているかもしれません。そういった、子どもたちのSOSを保護者、地域住民と共有してキャッチする必要があります。
- また、いじめの不安を解消するために、その児童生徒の状況に合わせた対応も求められます。そのため、児童相談所、カウンセラー、ソーシャルワーカー、医療機関などと連携することが必要な場合もあります。
- さらには、事実認定や、いじめを行った児童への指導という観点から、積極的に警察と連携するようにしています。
- このように、学校は、学校だけでいじめの被害から子どもたちを守るのではなく、我々、関係機関と連携することで、より安心できるようにしています。

保護者は

- いじめをしないように指導してください。
- いじめから守ってください。
- 国、教育委員会、学校が行ういじめの取組に協力してください。

いじめ防止対策推進法第9条より
(保護者の責務等)

- そして、いじめ防止対策推進法には、保護者の責務についても、書かれています。これも大きく分けて3つの役割があります。
- まずは、お子様がいじめを行わないようご家庭での指導をお願いします。もちろん、お子様がいじめをしているのではないかと疑うことはしたくないと思いますが、もし、ひどいいじめを行った場合は、お子様を叱ると思います。
- しかし、先ほど説明したように、いじめは社会通念上よりも広い範囲で定義されています。皆さんも、お子様に対して、「友達が嫌な気持ちにならないように考えて行動するんだよ」などと声をかけていることと思います。こうした声掛けが、いじめ防止につながると思っています。
- 次に、お子様がいじめを受けていると思ったら、いじめから守ってください。いじめの行為に対して一人一人の子どもがどのように受け取るかはそれぞれです。子どもに寄り添って、しっかりと言い分を聞いて子どもを守ってください。
- そして、国、教育委員会、学校が行ういじめの取組に協力をお願いします。
- ご家族で、お子様としっかりコミュニケーションを図られる際に、気になること等があれば、お子様の状況をまずは学校としっかりと情報共有し、一緒に守れるようにしていきましょう。

トピック4

ネット上のいじめ

- このように、学校は、いじめの対応について、法律に従って取組を行っています。
- この法律の中で、ネット上のいじめについての条文があります。
- 「いじめ」は、インターネットを通じて行われるものでも、学校はいじめを積極的に認知し、解決に向けて取組を行います。
- しかし、ネットへの書き込み等は学校生活の場面で行われているわけではないので、いじめの証拠となる投稿が削除されたり、発信者の特定ができなかったりと、この対応については、保護者の協力が欠かせません。
- こうしたことから、法律でも学校の役割と、保護者の役割について決められています。

児童生徒又はその保護者は、情報の削除を求めたり、発信者情報の開示を請求したりするときは、必要に応じ、法務局等の関係機関の協力を求めることができる。

学校は、児童生徒やその保護者に、必要な啓発活動を行います。

いじめ防止対策推進法第19条より
(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

- インターネットを通じて行われるいじめについて、学校に相談があった場合、積極的にいじめだと認定し、取組を行います。
- 学校は、いじめの加害行為が止むように、いじめを行っている児童生徒を指導したり、いじめを受けた児童生徒を支援したりしています。
- しかし、インターネット上に掲載されている悪口を完全になくすることは難しい場合があります。また、加害行為としての書き込みを行っている人を特定することが難しい場合もあります。
- そのような時でも、インターネット上でいじめを受けた児童生徒又はその保護者であれば、インターネット上に書き込んだ悪口等の削除や、書き込みを行った人の情報の開示を求めて、法務局や警察などの関係機関に協力を求めることができます。
- 拡散等の危険を防ぐためにも、早急な相談と、関係機関への協力要請が必要です。

17

トピック 5
いじめのサイン

- 最後に、いじめのサインについてです。
- 最初にも言いましたが、いじめは身体や生命に重大な危険を生じさせるものとして、子どもに関わる全ての大人が子どもが発する小さなサインを見落とすことなく、大きな影響を及ぼす前に適切な支援を始める必要があると考えています。
- そこで、保護者の方にも協力をさせていただきたく思い、自宅において見つけることのできる小さなサインの具体をお伝えしたいと思います。

18

「いじめ」を受けていませんか？

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 学校や友達の話がへった。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 服が汚れていたり、やぶれていたりする。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○まずは、いじめを受けているかもしれないという視点での子どもが発するサインです。
(シートを読む)

19

「いじめ」をしていませんか？

- 言葉づかいが荒くなる。
- 言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。
- おごづかいでは買えないものを持っている。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○次に、わが子がいじめをしているかもしれないという視点でのサインです。
(シートを読む)

20

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめられている人が悪いわけではないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視なさい」「大したことではない」「あなたも悪いところがある」
「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○そして、「あれ？もしかしてと思ったら・・・」
(シートを読む)

21

「あれ？」もしかしてと思ったら、学校に相談しましょう。

その他にも・・・

- I いじめの相談をすることができます。
 - 「広島市青少年総合相談センター（広島市教育委員会）」
・・・082-242-2110
 - 「ヤングテレホン広島（広島県警察）」
・・・082-228-3993
 - 「子どもの人権110番（広島法務局）」
・・・0120-007-110
 - 「こどもでんわそうだん（広島弁護士会）」
・・・090-5262-0874

II 子ども・家庭に合わせた支援をします。
・児童相談所・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

○そして、「あれ？もしかして」と思ったら、まずは学校に相談してください。

○また、その他にも、子どもやその保護者が抱える様々な悩みに対して相談できる機関があります。

22

ご家族だけで悩まずに、
心配なことは
相談しましょう。

○子どもを守るのは、保護者だけでなく、学校だけではないと思います。私たち大人がみんなで、社会全体で守るものだと思います。

○心配なことがあったら、ささいなことでも結構です。まずは相談してください。

○そして、皆さんの大切なお子さんの笑顔を守るために、私たち大人が協力し合って対応していきましょう。

23